

V 保健事業

1 保健事業実施計画の策定

(1) 目的

高齢者の大幅な増加が見込まれる中、加齢による心身機能の低下や複数の慢性疾患を有すること等により、自立した日常生活を維持することが難しくなる者が多くなると考えられます。

このため、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるように、生活習慣病等の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けた支援が必要になります。

広域連合では、健康・医療情報を活用しながら、本県後期高齢者医療の現状を分析し、課題抽出を行い、保健事業の取組をP D C Aサイクルに沿って効果的、効率的に実施することにより、高齢者にかかる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的として、保健事業実施計画を策定しました。

(2) 基本方針

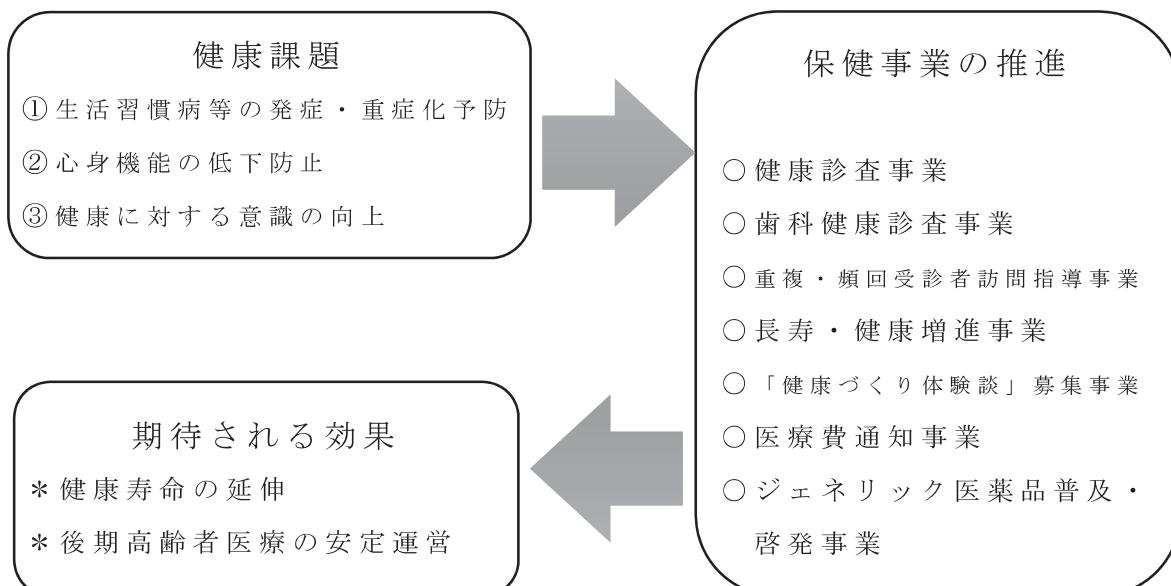
- ①被保険者の健康保持増進に向けた取組の推進
- ②市町との連携・協力体制の強化

(3) 位置付け

栃木県後期高齢者医療広域連合広域計画の基本指針に基づいた個別計画とし、とちぎ健康21プラン（栃木県健康増進計画）や栃木県医療費適正化計画などとの調和を図り策定しました。

(4) 期間

平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3ヵ年計画としました。



2 健康診査事業

後期高齢者の健康診査は、生活習慣病を早期に発見して重症化の予防を図るために、年度内1回無料で実施しており、実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、広域連合が県内市町に委託して行っています。

(1) 検査項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第1項第1号から第9号まで（腹囲の検査は除く。）に規定する項目に準じ、下記の項目について実施しています。

区分	検査項目
質問項目	服薬・既往歴・生活習慣に関する項目、自覚症状等
身体計測	身長、体重、B M I 、血圧
理学的検査	理学的所見（身体診察）
血液化学検査（脂質）	中性脂肪、H D L ・L D L コレステロール
肝機能検査	A S T (G O T)、A L T (G P T)、γ-G T (γ-G T P)
血糖検査※	空腹時血糖、ヘモグロビンA 1 c
尿検査	尿糖、尿蛋白

※空腹時血糖とヘモグロビンA 1 c のいずれか1項目を実施する。

(2) 受診率の推移

平成26年度の栃木県の受診率は27.7%となり、前年度より3.2ポイント上昇しています。

（単位：%）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
栃木県	23.8	24.5	27.7
全国平均	24.5	25.1	25.6（見込）

※全国平均は、厚生労働省資料による。

※栃木県の受診率は、平成26年度からK D B等を活用し健診対象除外者を抽出している。

3 歯科健康診査事業

後期高齢者の歯科健康診査は、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図るために、年度内1回無料で実施しており、実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、広域連合が県内市町に委託して行っています。

歯科健康診査事業は、平成26年度から日光市で実施が始まり、受診者は56人でした。

<検査項目>

下記の項目について実施しています。

- ①歯牙の状態
- ②口腔清掃状態
- ③歯周組織の状況

4 重複・頻回受診者訪問指導事業（平成 22 年度から実施）

（1）目的

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として、委託先の保健師等が対象者宅を訪問し、健康相談・助言を行っています。

（2）訪問指導対象者選定基準

<重複受診者>

同一疾病により複数の医療機関等に 2 か月以上継続して受診している者で、投薬・注射・処置等治療の重複がある者（医療機関からの紹介及び検査のための重複受診は除く。）

<頻回受診者>

1 か月における同一医療機関等への受診した日数が、2 か月以上継続して 15 日以上ある者（人工透析、リハビリテーション及び関節注射等による頻回受診は除く。）

（3）実施結果

年度	対象区分	実施人数 (人)	改善人数 (人)①	改善割合 (%)	1 か月あたりの 効果額(円)② [医療費ベース]	1 人あたりの 効果額(円)②/① [医療費ベース]
24	重複	30	15	50.0	151,060	10,071
	頻回	66	36	54.5	490,470	13,624
25	重複	66	36	54.5	673,320	18,703
	頻回	76	23	30.3	440,600	19,157
26	重複	56	11	19.6	83,468	7,588
	頻回	153	53	34.6	472,219	8,910

<改善効果判定基準>

指導前 3 か月間の受診状況と指導後 3 か月間の受診状況を比較し、次のいずれかに該当した場合を効果ありとしています。

- ・選定基準に該当しなくなった。
- ・診療報酬請求額に減額が見られた。

5 長寿・健康増進事業

長寿・健康増進事業については、長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのため、県内市町が積極的に取り組んでいる事業に対し、国の特別調整交付金を原資として経費助成を行っています。

平成 26 年度は、24 市町に対し助成を行いました。

平成 26 年度長寿・健康増進事業実績

対象事業	助成市町
① 健康教育相談、健康相談等	益子町・茂木町・市貝町
② 運動、健康施設等利用費助成	足利市
③ 保養施設利用費助成	足利市・佐野市・那須烏山市
④ 社会参加活動の運営費の助成	市貝町
⑤ 人間ドック等の費用助成	宇都宮市・足利市・佐野市 日光市・小山市・大田原市 さくら市・那須烏山市 下野市・上三川町・益子町 野木町・高根沢町・那須町
⑥ 健康診査	佐野市・日光市
⑦ その他	はり・きゅう等利用助成
	肺炎球菌ワクチン接種助成

6 「健康づくり体験談」募集事業（平成 25 年度から実施）

(1) 目的

健康づくりに関する体験談を募集することにより、広く被保険者の皆様に健康管理に一層関心を持っていただくとともに、優秀作品をホームページ等で周知することにより後期高齢者医療制度に理解を深めていただくことを目的としています。

(2) 募集期間 平成 26 年 7 月 28 日から 9 月 30 日

(3) 対象者 後期高齢者医療制度に加入する本県の被保険者

(4) 応募件数 5 件

(5) 優秀作品 最優秀作品 2 件、優秀作品 2 件を表彰

(6) 周知方法 医師のコメントを添えて広域連合ホームページに掲載